

# 白岡市公共工事等電子入札運用基準（案）

白岡市

令和8年4月

## 目 次

1	電子入札について	1
1-1	共同システム	1
1-2	電子入札実施の考え方	1
2	電子証明書について	1
2-1	利用可能な電子証明書	1
2-2	利用者登録	1
2-3	建設工事共同企業体（以下「JV」といいます。）の取扱について	2
3	システム障害等について	2
3-1	共同システムに障害が発生した場合	2
3-2	共同システム以外に障害が発生した場合	2
4	入札案件登録について	2
4-1	受付期間等の設定	2
4-2	予定価格等の表記	2
5	発注図書等の閲覧・貸与について	2
6	関係書類の提出について	3
6-1	電子データのファイル形式の指定	3
6-2	提出方法	3
6-3	ウィルス対策	3
7	入札手続について	3
7-1	入札書等の提出	4
7-2	入札金額見積内訳書	4
7-3	入札の辞退	4
8	開札手続について	4
8-1	開札	4
8-2	開札時の立ち会い	5
8-3	くじの実施	5
8-4	開札処理が長引いた場合	5
8-5	開札の延期	5
8-6	入札書未到着の取扱い	5
8-7	開札の中止	5
8-8	再度の入札	5
9	紙入札について	6
10	電子証明書の不正使用について	6
	附則	7
	附則	7
	附則	7
	様式1	8
	様式2	9

## 白岡市公共工事電子入札運用基準

この白岡市公共工事電子入札運用基準（以下「運用基準」といいます。）は、埼玉県電子入札共同システム（以下「共同システム」といいます。）で、円滑かつ適切に入札・開札手続きができるよう取扱いを定めたものです。

本運用基準は、白岡市が発注する建設工事、物品購入及び業務委託（以下「案件」といいます。）に適用します。

なお、本運用基準に定めのない事項については、入札・契約関係諸規程によるものとします。

（用語の定義）

「電子入札」：電子入札システムで処理する入札手続・入開札事務

「紙入札」：紙に記載した参加申請書や入札書を使用して行う入札手続・入開札事務

「紙媒体」：紙に記載した参加申請書や入札書のこと。

「入札参加者」：入札（見積りを含む）に参加する者（入札参加希望者を含む。）

### 1 電子入札について

#### 1-1 共同システム

共同システムは、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して入札への参加申請から入札・落札者決定までの手続き（以下「入開札事務」といいます。）を処理するシステムです。

#### 1-2 電子入札実施の考え方

白岡市が電子入札で行う旨を指定した案件は共同システムで処理することとし、原則として紙媒体による参加申請書や入札書の提出は認めないものとします。

### 2 電子証明書について

#### 2-1 利用可能な電子証明書

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書で、紙の書類に押印する印鑑に相当します。作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであることを電子認証局が証明します。

共同システムで利用可能な電子証明書は、別途埼玉県が公表する民間の電子認証局が発行したもので、白岡市建設工事等入札参加資格申請時の申請事業所代表者名義のものを原則とします。なお、本店以外の営業所が本店の代表者名義の電子証明書を利用することも可とします。

#### 2-2 利用者登録

初めて共同システムを利用する場合や、新しく電子証明書を取得した場合は、共同システムで利用者登録を行ってください。また、登録内容に変更がある場合は、直ちに利用者情報の変更を行ってください。

## 2-3 共同企業体の取扱い

特定建設工事共同企業体においては、共同企業体代表者が単体企業として利用者登録済みの電子証明書を使用するものとし、経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体として利用者登録済みの電子証明書を使用するものとします。

## 3 システム障害等について

### 3-1 共同システムに障害が発生した場合

共同システム用のサーバー・ネットワークなどに障害が発生し、入札事務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じることがあります。

この場合は、共同システム以外の方法（インターネット、電子メール、電話、FAX等）により入札参加者に必要な事項を白岡市から連絡するものとします。

### 3-2 共同システム以外に障害が発生した場合

天災、広域的・地域的な停電、ネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が共同システムによる入札に参加できないことが判明した場合は、入札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じることがあります。

この措置を講じる場合においては、延期、紙入札への移行その他必要な事項を共同システム、インターネット、電子メール、電話、FAX等により白岡市から入札参加者に連絡するものとします。

## 4 入札案件登録について

### 4-1 受付期間等の設定

参加申込書、入札書等の提出期限や開札日時等は案件ごとに白岡市が定めます。

なお、開札日は、入札書受付締切日の翌営業日を標準とします。

### 4-2 予定価格等の表記

共同システム上で入力又は公開される予定価格、調査基準価格、最低制限価格、入札額及び落札額は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とします。

## 5 発注図書等の閲覧・貸与について

発注図書等の閲覧・貸与は、案件ごとに白岡市がその方法を定め、公告等で明示するものとします。

<例>

①窓口での閲覧・貸与(共同システムで送付できないもの。)

②電子データによる方法

- ・共同システムから（公告、仕様書及び図面等の添付または入札情報公開システムからのダウンロード）
- ・CD-R等の電子媒体の貸与(ファイルの容量がきわめて大きいもの。)

## 6 関係書類の提出について

### 6-1 電子データのファイル形式の指定

入札参加者が関係書類を提出する際に使用できる電子データのファイル形式は、次のとおりとします。

#### (1) 関係書類（入札金額見積内訳書を除く）

番号	種類	保存するファイル形式
1	Microsoft Office	xlsx、xls
2	ドキュメント	docx、doc
3	(2003 以降)	pptx、ppt
4	その他ドキュメント、データ	rtf、csv、txt
5	PDF	pdf
6	画像ファイル	jpg、jpeg、tif、tiff、png、gif

なお、パスワード付きファイルについては、発注機関で正しくダウンロードすることができないため、使用できません。

#### (2) 入札金額見積内訳書

- ・「.docx」形式（Microsoft Word 2007 以降のバージョン）
- ・「.xlsx」形式（Microsoft Excel 2007 以降のバージョン）
- ・「.pptx」形式（Microsoft PowerPoint 2007 以降のバージョン）

### 6-2 提出方法

関係書類は、原則として電子データで提出するものとし、共同システムの添付機能を利用して提出してください。

ただし、電子ファイルの容量が3MBを超える場合は、関係書類の作成方法、提出方法を白岡市と協議の上、その指示に従ってください。

関係書類を紙媒体で提出する場合の提出期限（白岡市に必着とします。以下同じ。）は、共同システムによる提出期限と同一とします。

### 6-3 ウイルス対策

入札参加者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を必ず講じてください。

ウイルス対策アプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類等を作成、提出する場合は必ずウイルス感染チェックを行ってください。

白岡市では、提出された関係書類その他の電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、ウイルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとします。

入札参加者から提出された関係資料等がウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、共同システムの管理者に連絡するとともに、当該関係資料を提出した入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとします。

## 7 入札手続について

## 7-1 入札書等の提出

電子入札では、参加申込書や入札書等は共同システムのサーバーに正常に記録された時点で提出されたものとします。

共同システムでは、これらの情報がサーバーに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申込書や入札書等の提出を行った時は、必ず受信確認通知の表示を確認してください。

受信確認通知が表示されない場合は、正常にサーバーに記録されていないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は共同システムのヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示はできませんので、必要に応じて印刷等を行ってください。

※1 入札書は入札金額等を暗号化して送信しますので、送信後（受信確認通知の表示以降）は入札金額の確認ができませんので注意してください。

※2 地方自治法施行令により、一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

## 7-2 入札金額見積内訳書

入札書に添付する入札金額見積内訳書（以下「内訳書」といいます。）は、原則として電子データとして作成し、共同システムの添付機能を利用して提出するものとしますが、必要に応じて紙媒体による提出を求めることがあります。その場合は、その旨を案件公告等に明記します。なお、紙入札の場合の内訳書の提出期限は電子入札の入札書提出期限と同じです。

内訳書の作成に使用する電子データのファイル形式は6-1に準じます。

## 7-3 入札の辞退

入札書提出前に辞退する場合は、入札受付期間内に共同システムにより辞退してください。

例外として、共同システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり、参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、白岡市は開札までの間、辞退届（様式2）を受け付けるものとします。

＜共同システムによる入札書提出後の参加資格喪失の例＞

・共同システムにより入札書を提出後、他の案件を落札したことにより、予定していた技術者を配置できなくなった場合

## 8 開札手続について

### 8-1 開札

開札は、事前に設定した開札予定日時以後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行います。

ただし、紙入札方式による参加者がいる場合は、入札執行者が開札宣言をし、紙媒体の入札書を開封してその内容を共同システムに登録した後、共同システムにより一括開札します。

その後、立会者（入札執行職員以外の職員）が確認し、落札者の決定を行います。

#### 8-2 開札時の立会い

入札参加者は、開札に立ち会うことができますので、立会いを希望する場合は、会場設定の都合上、遅くとも開札日の前日正午（閉庁日の場合、直前の開庁日の正午）までにご連絡ください。

なお、代理人が立ち会う場合は、委任状が必要です。

立会いを希望する入札参加者がいない場合は、入札執行職員以外の職員が立ち会うものとしします。

#### 8-3 くじの実施

落札となるべき金額で入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、共同システムにより電子くじを実施します（電子くじとは、入札参加者が入札時に入力した任意の3桁の数字と、共同システムで発生する乱数を用いて落札者を決定するものです。）。

紙入札による入札参加者は、くじ番号用に3桁の数字を記載した入札書を提出するものとし、入札書に記載されたくじ番号は入札執行職員が共同システムに入力します。

#### 8-4 開札処理が長引いた場合

開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延（1時間程度を目安とします。）する場合は、白岡市は必要に応じて共同システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に処理状況の情報提供を行うものとしします。

#### 8-5 開札の延期

開札を延期する場合、白岡市は、共同システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとしします。

#### 8-6 入札書未到着の取扱い

入札書提出締切予定日時において、入札書が共同システムのサーバーに正常に記録されていない場合は、当該入札参加者は、入札を辞退したものとみなします。

#### 8-7 開札の中止

開札を中止する場合、白岡市は、共同システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、入札書を開封せずに共同システムに中止の結果登録をするものとしします。

#### 8-8 再度の入札

開札の結果、落札者がなく予定価格を上回る入札がある場合は、再度の入札（以下「再入札」といいます。）を共同システムで行います。

再入札は第1回目の入札の翌日実施を原則としますが、第1回目の開札が午前中に終了するなど、当日に再入札を実施できる環境が整えば、入札結果通知から概ね3時間以上をあけて再入札を行います。

再入札の実施については、当該案件に入札書を提出し無効・失格に該当しなかった入札参加者に共同システムにより通知します。

予定価格を入札前に公開する事前公表型入札の場合は、再入札は行いません。

## 9 紙入札について

代表者等の変更（改姓、改名を含む）したときは変更前の旧電子証明書を使用すると不正使用となります。

変更後の新電子証明書の取得が間に合わないなど、やむを得ない理由がある場合は、速やかに「紙入札方式参加申込書」（様式1）を白岡市に持参、電子メール、FAX等により提出し、承認を得てください。

白岡市は紙入札を承認した場合は、以降の手續における入札に関する必要な情報（質問回答書や落札決定通知書など）を申請者に電子メール等により提供するものとします。

紙入札による入札参加者は白岡市が指定した日時、方法により、くじ番号用に3桁の数字を記載した入札書を提出するものとします。（再入札においても同様とします。）

なお、電子証明書を使用して開札後に落札決定通知書等の内容を確認するため、入札後も代表者等の変更（改姓、改名を含む）が生じた場合に旧電子証明書を使用すると不正利用となるので、同様の手續を行ってください。

- ①代表者等の変更（改姓、改名を含む）により、新電子証明書の取得が間に合わない場合
- ②電子証明書の閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手續中の場合
- ※ 上記①、②は、社会通念上相当と考えられる手續期間内に限ります。
- ③機器の故障や不具合等、白岡市がやむを得ない事情があると認める場合

## 10 電子証明書の不正使用について

入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合には、入札参加停止等の処分を行うことがあります。

電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消します。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

＜不正に電子証明書を使用等した場合の例＞

- ・他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ・代表者等が変更（改姓、改名を含む）となっているにもかかわらず、変更前の旧電子証明書を使用して入札に参加した場合
- ・同一案件に対して、複数の電子証明書を使用して複数の参加申請書や入札書を提出した場合
- ・入札後に、代表者等が変更（改姓、改名を含む）となっているにもかかわらず、変更前の旧電子証明書を使用して保留通知書及び落札者決定通知書等の内容を確認した場合

※なお、代表者等の変更については、取締役会等で指定された日や白岡市への届出日とします。

附則

この運用基準は、平成23年4月1日から施行するものとする。

附則

この運用基準は、平成24年9月1日から施行するものとする。

附則

この運用基準は、平成24年10月1日から施行するものとする

附則

この運用基準は、令和4年1月1日から施行するものとする。

附則

この運用基準は、令和8年4月1日から施行するものとする。

様式 1

紙入札方式参加申請書

年 月 日

(宛先) 白岡市長

(申請者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記案件について、埼玉県電子入札共同システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を申請します。

記

1 案件名称

2 電子入札に参加できない理由

---

上記について承認します。

年 月 日

様

白岡市長



様式2

# 入 札 辞 退 届

年 月 日

(宛先) 白岡市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
(受任者)

このたび、下記の工事等について、電子入札を辞退します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 事 番 号
- 4 辞退の理由